

第76回

定時株主総会 招集ご通知

1. 日時

令和4年8月30日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階
「ロイヤルホール」

議決権行使書提出期限

令和4年8月29日（月曜日）
午後5時30分まで

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	5
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告書	25
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 定款一部変更の件	31
第3号議案 取締役9名選任の件	33

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まるため、会場へのご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。株主総会会場において、検温を含め感染予防の対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お土産および飲料のご用意はございません。



前澤工業株式会社

証券コード：6489

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目5番17号
前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮 川 多 正

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、極力、株主総会へご来場なさらずに議決権を行使いただける「書面による議決権行使」または「インターネットによる議決権行使」を是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の案内に従って、令和4年8月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年8月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maezawa.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ② 「連結計算書類の連結注記表」
- ③ 「計算書類の個別注記表」

従いまして、本招集ご通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以上

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対応について

下記のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。当日は、手指の消毒および検温をさせていただく予定です。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・感染リスク低減のため、会場座席の間隔を広げておりますので、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

<当社の対応>

- ・株主総会に出席する役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応いたします。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maezawa.co.jp>) に掲載いたします。
- ◎お土産の配布およびお茶等の飲料のご提供はございません。
- ◎今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト (<https://www.maezawa.co.jp>) でご案内いたします。
- ◎当日の株主総会の模様につきましては、後日インターネット上で配信する予定です。ご視聴方法につきましては、本招集ご通知に同封の別紙をご確認ください。

インターネットによる議決権行使について

議決権は行使期限の令和4年8月29日（月曜日）午後5時30分までに行ってください。

1. インターネットによる議決権行使

(1) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ① 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ② 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
 - ③ パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
 - ④ パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- #### (2) QRコードを読み取る方法

- ① 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、上記（1）の方法により再度行使いただく必要があります。

2. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を書面とインターネットの双方で行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使いただいた場合は、最後に行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル **0120-768-524**（受付時間 9：00～21：00）

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取るアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

(添付書類)

事業報告

(令和3年6月1日から
令和4年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ウクライナ情勢等に伴う原材料価格の上昇や為替の変動等、先行きの不透明さを抱えての推移となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、公共投資は底堅い動きとなっているものの、企業間競争の激化や原材料価格の高騰により、厳しい環境が続きました。

このような状況のもとで当社グループは、新市場および既存市場における受注の確保、拡大に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は29,933百万円（前期比10.5%減）、売上高は30,903百万円（前期比2.9%減）となりました。

損益につきましては、原材料価格が高騰する中、原価低減に努め、経常利益は3,164百万円（前期比6.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,142百万円（前期比14.0%減）となりました。

部門別の概況は、次のとおりであります。

部	門	受注高 (百万円)	売上高 (百万円)
環境事業		9,395	10,443
バルブ事業		10,116	10,133
メンテナンス事業		10,421	10,325
合	計	29,933	30,903

① 環境事業部門

当部門におきましては、老朽化した施設の更新・再構築等にかかる需要に主眼を置いて、それらにかかる水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、産業廃水処理および有機性廃棄物資源化等の需要に対しソリューション営業を展開し、民需事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、受注高は9,395百万円（前期比27.7%減）、売上高は10,443百万円（前期比7.2%減）となりました。

② バルブ事業部門

当部門におきましては、浄水場、配水池、配水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場等の整備、更新、耐震化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、受注高は10,116百万円（前期比1.8%減）、売上高は10,133百万円（前期比1.4%減）となりました。

③ メンテナンス事業部門

当部門におきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業等の各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。

当連結会計年度は、引き続き施設老朽化に伴う更新・長寿命化のニーズへの対応に取り組み、受注高は10,421百万円（前期比2.7%増）、売上高は10,325百万円（前期比0.5%増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は、486百万円であり、その主なものは、木型・金型の更新107百万円等であります。

これらに要する資金は、主に自己資金から充当しました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来80年余にわたり実績を積み上げてきた上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、“水”に関わる分野の社会資本整備に加え、再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。

当社グループの主要事業である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や高度成長期に整備された施設・設備の老朽化対策等、多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、自然災害に対する防災・減災、エネルギー問題への対応等、当社グループが果たすべき役割は一層高まっていくものと思われま

す。こうした状況の中、当社グループは将来の社会、事業環境、顧客ニーズの変化を見据え、持続的な成長をめざすために、「新たな成長への飛躍」をスローガンとした中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、「事業領域の拡充」、「収益基盤の強化」、「持続的成長を支える経営基盤の強化」の3つの施策に取り組んでおります。

① 事業領域の拡充

CO₂削減、官民連携、新興国における水インフラ需要などの事業環境の変化に対し、これまで培ってきた技術・製品・提案力を充実させ、さらなる成長をめざします。

- (i) 再エネ・省エネ技術の拡充と展開
- (ii) 官民連携事業の推進
- (iii) ASEAN地域における水インフラビジネスの基盤づくり

② 収益基盤の強化

バルブ・環境・メンテナンス事業において、顧客ニーズを捉えた技術開発、更新提案ならびに生産の効率化を図り、収益力のさらなる向上をめざします。

- (i) 顧客ニーズを捉えた技術開発と更新提案
- (ii) 生産の効率化と現場力の強化
- (iii) メンテナンス事業の拡大

③ 持続的成長を支える経営基盤の強化

企業価値を高め、将来にわたって持続可能な成長を支える経営基盤を構築していきます。

- (i) 人材育成と働きがいのある職場づくり
- (ii) 生産性と付加価値向上に向けたDXの推進
- (iii) 環境負荷低減に貢献する事業活動の推進
- (iv) ガバナンス機能の充実

これらにより、水関連企業、さらに環境関連企業として国内外に貢献し、持続的な発展ができる企業づくりをめざしております。

引き続き、ウクライナ情勢等の地政学的リスクの影響による世界的な原材料の不足や価格上昇、金融資本市場の変動の影響等にも一層留意する必要があり、当社グループを取り巻く事業環境も不透明な状況で推移することが予想されます。当社グループにおいては、日々変

化する状況を注視し、これに応じた取り組みに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期	第 74 期	第 75 期	第 76 期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	28,601	34,900	33,443	29,933
売上高 (百万円)	30,118	29,944	31,810	30,903
経常利益 (百万円)	1,374	1,899	3,378	3,164
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,005	1,075	2,489	2,142
1株当たり当期純利益 (円)	54.11	56.70	133.12	117.54
総資産 (百万円)	32,447	33,370	35,767	35,626
純資産 (百万円)	17,729	18,574	20,795	21,977
1株当たり純資産 (円)	934.77	979.52	1,123.25	1,212.21

- (注) 1. 第73期は、原価低減に努め、増収増益となりました。
 2. 第74期は、受注の確保、拡大に取り組み、増益となりました。
 3. 第75期は、受注の確保、拡大および原価低減に努め、増収増益となりました。
 4. 第76期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社前澤エンジニアリングサービス	80	100	上下水道用機器・水処理装置 の修繕・据付工事、維持管理

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の1社であります。

(10) 主要な事業内容 (令和4年5月31日現在)

当社グループは、上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

(11) 主要な営業所および工場（令和4年5月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店所在地	東京都中央区	新潟営業所	新潟市
本社	川口市	茨城営業所	水戸市
環境事業本部	川口市	東京支店	東京都中央区
バルブ事業本部	川口市	横浜支店	横浜市
埼玉製造所	幸手市	名古屋支店	名古屋市
北海道支店	札幌市	大阪支店	大阪市
東北支店	仙台市	中国支店	広島市
北関東支店	川口市	九州支店	福岡市
(株)前澤エンジニアリングサービス	川口市		

(12) 従業員の状況（令和4年5月31日現在）

① 当社グループ

従 業 員 数 (名)		前期末比増減	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	834	14名増	45.5	15.0
女性	187	5名増	40.9	14.8
計・平均	1,021	19名増	44.6	15.0

② 当社

従 業 員 数 (名)		前期末比増減	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	574	8名増	45.6	16.4
女性	149	4名増	41.3	15.9
計・平均	723	12名増	44.7	16.3

(13) 主要な借入先（令和4年5月31日現在）

① 当社

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	885
株式会社日本政策投資銀行	340
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社武蔵野銀行	200
株式会社りそな銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
明治安田生命保険相互会社	100

② 子会社

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株式会社武蔵野銀行	100
株式会社滋賀銀行	100

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,425,548株（自己株式2,863,332株含む）
- (3) 当期末株主数 5,589名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,616	8.70
公益財団法人前澤育英財団	1,287	6.93
前澤工業取引先持株会	1,249	6.72
前澤化成工業株式会社	1,229	6.62
前澤給装工業株式会社	1,198	6.45
株式会社みずほ銀行	721	3.88
株式会社大成機工インターナショナル	641	3.45
重田 康光	582	3.13
吉田 知広	520	2.80
明治安田生命保険相互会社	459	2.47

- (注) 1. 当社は自己株式2,863千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。また、持株比率は自己株式（2,863千株）を控除して計算しております。
2. 自己株式には株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が保有する当社株式432千株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

株式給付信託（BBT）に基づき設定される信託を通じて、当社の役員の退任に伴い給付した株式

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	8,900株	1名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元水準の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じて機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定および定款第7条の定めにより、令和3年7月6日の当社取締役会決議に基づき、令和3年7月27日から令和3年10月14日の間、市場の取引により、400,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.15%）の自己株式を総額288百万円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和4年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職状況
代表取締役会長	松 原 正	
代表取締役社長	宮 川 多 正	
常務取締役	濱 野 茂 樹	バルブ事業本部長
常務取締役	神 田 礼 司	経営企画室長兼管理本部担当
取締役	篠 崎 長 洋	安全品質統括部長兼環境プロジェクト管理室長
取締役	前 田 司	環境事業本部長兼海外推進室担当
取締役	安 部 公 己	安部公己法律事務所所長
取締役	園 山 佐和子	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事 佐藤法律会計事務所弁護士
取締役	細 田 隆	Y & P 法律事務所弁護士 株式会社ロココ社外監査役 日本管理センター株式会社 (現 株式会社 JPMC) 社外取締役
常勤監査役	大河原 昭 男	
監査役	笠 松 重 保	
監査役	武 内 正 一	武内公認会計士税理士事務所所長 大豊建設株式会社社外監査役
監査役	御 山 義 明	御山義明法律事務所所長

- (注) 1. 取締役 安部公己、園山佐和子、細田 隆の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 笠松重保、武内正一、御山義明の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 安部公己、園山佐和子、細田 隆、監査役 笠松重保、武内正一、御山義明の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 4. 監査役 武内正一氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 皆方 護、小村 武の両氏は、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 6. 当社は、執行役員制度を導入しており、各執行役員は次のとおりであります。
 上席執行役員 井上 照孝 法務・監査部長
 上席執行役員 菊地 和信 管理本部長兼人事部長
 上席執行役員 手塚 正三 バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造部長
 上席執行役員 瀬尾比良久 環境事業本部副本部長兼プラント建設事業部長兼上水施設部長
 執行役員 都倉 剛 環境事業本部環境ソリューション事業部長
 執行役員 中谷 啓司 管理本部総務部長
 執行役員 海野 隆輝 バルブ事業本部バルブ事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 安部公己、園山佐和子、細田 隆、常勤監査役 大河原昭男、監査役 笠松重保、武内正一、御山義明の各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

また、補償の要否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主代表訴訟等の訴訟が提起された場合に、被保険者が負担することとなる争訟費用および第三者に対する損害賠償金等の損害を填補することとしております。

ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されないなど一定の免責事由があります。

また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「役員個人の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）」を、令和3年8月27日開催の取締役会の決議により定めております。

ア. 基本方針

取締役および監査役の報酬等については、その職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、透明性、公平性、客観性をもって決定します。

イ. 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の決定方針および決定方法

業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、公正かつバランスの取れた報酬とするため、基本報酬および賞与、そして株式給付信託を用いた株式報酬

により構成します。

その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとします。

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定します。

b. 取締役の基本報酬および賞与の額の決定方針

・基本報酬

業務執行取締役およびその他の取締役の基本報酬は、役位別の職務・職責に基づき、他社の報酬水準、当社の業績、使用人の給与水準を総合的に勘案して決定し、月例の固定報酬として現金支給します。

・賞与

業務執行取締役の賞与は、単年度業績に連動する算定方法に基づき算出された額を以て決定し、毎年、一定の時期に現金支給します。

なお、賞与に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動成果を明確に反映しているためであります。

c. 業務執行取締役の非金銭報酬の額等の決定方針

業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬は、役員株式給付規程に基づく中長期業績連動報酬であり、事業年度ごとに業務執行取締役の役位および業績達成度に応じて定まる数のポイントを付与し、当該業務執行取締役の退任時に受益者要件を満たした場合に確定ポイント数に応じた数の当社株式および一部現金を給付します。

なお、当該株式報酬に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益、担当部門営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動成果を明確に反映しているためであります。

d. 取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合の決定方針

取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合については、基準となる業績達成時に次表のとおりとなるように設計しております。

(単位：%)

	基本報酬	賞与	非金銭報酬 (株式報酬)
業務執行取締役	75	10	15
その他の取締役	100	—	—

*当事業年度に係る指標の実績は以下のとおりです。

連結営業利益：3,038百万円 単体営業利益：984百万円

ウ. 監査役の報酬

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定されているため、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

- ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額は、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。第75回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

また、業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額とは別枠として、業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬については、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会において信託期間である3年間で120百万円を上限に資金を信託に拠出する旨の決議を、また、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において、業務執行取締役に対して交付が行われる当社株式（付与するポイント）の上限を1事業年度当たり89,000ポイントとする旨の決議をいただいております。（なお、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。）第75回定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

なお、監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。第61回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	非金銭報酬 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	11 (4)	172 (18)	23 (-)	37 (-)	233 (18)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	26 (11)	—	—	26 (11)
合 計 (うち社外役員)	15 (7)	198 (29)	23 (-)	37 (-)	259 (29)

- (注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬（株式報酬）については、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会の決議において導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該重要な兼職先との関係
 重要な兼職の状況につきましては、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役および監査役」に記載のとおりであります。
 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	安 部 公 己	当期開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の指名諮問委員会2回全てに、独立社外役員会2回全てに出席し、それぞれ議長を務めるとともに、報酬諮問委員会3回全てに出席しております。
取締役	園 山 佐和子	当期開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の指名諮問委員会2回全てに、報酬諮問委員会3回全てに、独立社外役員会2回全てに出席しております。
取締役	細 田 隆	当期開催の取締役会16回のうち、取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。 また、当期開催の報酬諮問委員会3回のうち、取締役就任後に開催された1回に出席し議長を務めるとともに、指名諮問委員会2回のうち、取締役就任後に開催された1回に、独立社外役員会2回全てに出席しております。

地 位	氏 名	主な活動状況
監査役	笠 松 重 保	当期開催の取締役会16回全てに、監査役会15回全てに出席し、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。 また、当期開催の独立社外役員会2回全てに出席しております。
監査役	武 内 正 一	当期開催の取締役会16回のうちの15回に、監査役会15回のうちの14回に出席し、必要に応じ公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の独立社外役員会2回全てに出席しております。
監査役	御 山 義 明	当期開催の取締役会16回全てに、監査役会15回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の独立社外役員会2回全てに出席しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

S K 東京監査法人

(2) 会計監査人の報酬等および監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

33百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

③ 監査役会が同意した理由

会計監査人であるS K 東京監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定方法は、タイムチャージ方式によるもので、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、次のいずれかに該当し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必

要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

- ① 会社法、公認会計士法等の法令違反により処分を受けた場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに不十分であると判断された場合
- ③ 監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

科 目	金 額 百万円	科 目	金 額 百万円
(資産の部)	35,626	(負債の部)	13,649
流動資産	25,694	流動負債	11,048
現金及び預金	10,374	支払手形及び買掛金	2,569
受取手形、売掛金及び契約資産	4,972	電子記録債務	3,240
電子記録債権	4,707	1年内償還予定の社債	120
商品及び製品	2,193	1年内返済予定の長期借入金	791
仕掛品	1,809	リース債務	18
原材料及び貯蔵品	1,194	未払金	783
その他	446	未払法人税等	338
貸倒引当金	△3	契約負債	1,922
		役員賞与引当金	31
固定資産	9,931	工事損失引当金	5
有形固定資産	6,936	完成工事補償引当金	34
建物及び構築物	1,881	損害賠償引当金	34
機械装置及び運搬具	909	その他	1,157
工具、器具及び備品	554	固定負債	2,600
土地	3,579	社債	140
建設仮勘定	10	長期借入金	1,333
		リース債務	28
無形固定資産	58	繰延税金負債	26
		完成工事補償引当金	88
投資その他の資産	2,936	役員株式給付引当金	112
投資有価証券	2,579	退職給付に係る負債	859
長期貸付金	14	長期未払金	11
長期前払費用	17	(純資産の部)	21,977
繰延税金資産	114	株主資本	21,438
その他	217	資本金	5,233
貸倒引当金	△7	資本剰余金	4,801
		利益剰余金	12,686
		自己株式	△1,283
		その他の包括利益累計額	538
		その他有価証券評価差額金	538
資産合計	35,626	負債及び純資産合計	35,626

連結損益計算書

(令和3年6月1日から
令和4年5月31日まで)

科 目	金 額	百万円
高価 上原		30,903
売上		21,953
総利益		8,949
販売費及び一般管理費		5,911
営業利益		3,038
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	83	
助成金収入	41	
業務委託料	9	
その他の収益	16	151
営業外費用		
支払利息	18	
売上割引	3	
その他の費用	2	24
経常利益		3,164
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	29	
固定資産売却損	0	
損害賠償金	44	73
税金等調整前当期純利益		3,094
法人税、住民税及び事業税	876	
法人税等調整額	75	952
当期純利益		2,142
親会社株主に帰属する当期純利益		2,142

連結株主資本等変動計算書

(令和3年6月1日から
令和4年5月31日まで)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	百万円 5,233	百万円 4,801	百万円 11,018	百万円 △1,002	百万円 20,051	百万円 744	百万円 20,795
会計方針の変更による累積的影響額			△23		△23		△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,233	4,801	10,994	△1,002	20,027	744	20,771
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△450		△450		△450
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,142		2,142		2,142
自己株式の取得				△288	△288		△288
自己株式の処分				7	7		7
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						△205	△205
当 期 変 動 額 合 計			1,691	△281	1,410	△205	1,205
当 期 末 残 高	5,233	4,801	12,686	△1,283	21,438	538	21,977

貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	30,778	(負債の部)	10,711
流動資産	20,926	流動負債	8,441
現金及び預	6,063	支払手形	427
受取手形	564	支払掛金	1,321
電子記録債	4,225	買掛金	2,723
売掛債	2,763	1年内償還予定の社債	60
契約掛金	1,291	1年内返済予定の長期借入金	625
商品及び製	2,193	リース債	18
仕掛品	1,704	未払金	704
材料及び貯蔵	1,188	未払賞与	602
前払費用	43	未払法人税	224
その他	890	未払引当金	1,359
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	238
		工事損失引当金	23
		完成工事の補償引当金	5
		その他	34
固定資産	9,852	固定負債	2,269
有形固定資産	6,922	社債	120
建物	1,696	長期借入金	1,300
構築物	177	リース負債	28
機械及び装置	887	繰延税金負債	26
車両運搬具	22	完成工事補償引当金	88
工具、器具及び備	546	役員株式給付引当金	93
土地	3,579	退職給付引当金	601
建設仮勘定	10	長期未払金	11
		(純資産の部)	20,066
無形固定資産	54	株主資本	19,527
ソフトウェア	45	資本金	5,233
その他	9	資本剰余金	4,801
投資その他の資産	2,875	資本以外の資本	4,794
投資有価証券	2,579	その他資本剰余金	6
関係会社株付	114	利益剰余金	10,776
関係会社貸付	1	利益準備金	561
長期前払費用	13	その他利益剰余金	10,214
その他	17	固定資産圧縮積立金	142
貸倒引当金	156	別途積立金	2,300
	△7	繰越利益剰余金	7,772
		自己株式	△1,283
		評価・換算差額等	538
		その他有価証券評価差額金	538
資産合計	30,778	負債及び純資産合計	30,778

損益計算書

(令和3年6月1日から
令和4年5月31日まで)

科 目	金 額
高価 上原	21,918
売上	16,358
総利	5,559
販売費及び一般管理費	4,575
営業利益	984
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	1,203
受取技術料	81
助成金収入	41
その他の収益	54
営業外費用	
支払利息引	16
支払割当	3
その他の費用	2
経常利益	2,342
特別利益	
固定資産売却益	4
特別損失	
固定資産除却損	29
固定資産売却損	0
税引前当期純利益	2,316
法人税、住民税及び事業税	227
法人税等調整額	56
当期純利益	2,032

株主資本等変動計算書

(令和3年6月1日から
令和4年5月31日まで)

	株 主 資 本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金							
		資 準 備 金	そ の 余 金	他 本 金	資 剰 余 金	本 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金			利 剰 余 金	益 金 計
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	5,233	4,794	6	4,801	561	144	2,300	6,211	9,217				
会計方針の変更による累積的影響額								△23	△23				
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,233	4,794	6	4,801	561	144	2,300	6,187	9,193				
当期変動額													
剰余金の配当								△450	△450				
当期純利益								2,032	2,032				
固定資産圧縮積立金の取崩(当期分)								△1	△1				
自己株式の取得													
自己株式の処分													
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1	-	1,584	1,582				
当期末残高	5,233	4,794	6	4,801	561	142	2,300	7,772	10,776				

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	△1,002	18,250	744	18,995
会計方針の変更による累積的影響額		△23		△23
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,002	18,226	744	18,971
当期変動額				
剰余金の配当		△450		△450
当期純利益		2,032		2,032
固定資産圧縮積立金の取崩(当期分)		-		-
自己株式の取得	△288	△288		△288
自己株式の処分	7	7		7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△205	△205
当期変動額合計	△281	1,301	△205	1,095
当期末残高	△1,283	19,527	538	20,066

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年7月8日

前澤工業株式会社
取締役会御中

S K 東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
PMO日本橋三越前9階

指定社員 公認会計士 江部 安弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田 圭介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかの注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年7月8日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K 東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
PMO日本橋三越前9階

指定社員 公認会計士 江部 安弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田 圭介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人 S K 東京監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人 S K 東京監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人 S K 東京監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人 S K 東京監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、S K 東京監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 S K 東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 S K 東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和4年7月11日

前澤工業株式会社	監査役会			
常勤監査役	大河原	昭	男	㊟
監査役	笠松	重	保	㊟
監査役	武内	正	一	㊟
監査役	御山	義	明	㊟

(注) 監査役 笠松重保、監査役 武内正一および監査役 御山義明は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

厳しい事業環境の中で、当事業年度の業績は添付書類の事業報告に記載のとおりとなりました。当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えており、経営基盤の充実ならびに将来の事業展開のために必要な内部留保も勘案し、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績および上記基本方針を勘案し、1株につき普通配当12円といたしたいと存じます。

なお、令和4年2月に中間配当として1株につき12円をお支払い申しあげましたので、当期の年間配当は1株につき24円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金12円 総額222,746,592円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造販売 2. 水道施設、清掃施設、産業廃水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設および土壌・地下水の改善・保全・衛生施設ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製作販売、施工 3. 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他諸建設工事の請負、施工ならびに計画、設計および監理 4. 活性炭・化学工業薬品の製造販売 	<p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. 水道施設、清掃施設、産業廃水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、<u>再生可能エネルギー施設</u>および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製作販売、<u>施工、運転管理、維持管理、事業経営</u> 3. (現行どおり) 4. 活性炭・化学工業薬品、飼料・飼料添加物の製造販売

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理</p> <p>6. 水質の検査・分析業務</p> <p>7. 紙など繊維素材を原料としたパネルおよびその応用製品の製造、加工、販売ならびにこれらに係る有用資源の回収、再生加工</p> <p>8. 不動産の売買・賃貸借・管理および土地の造成</p> <p>9. 損害保険代理業 (新 設)</p> <p>10. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり) (削 除)</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>子会社および関連会社に対する経営指導・支援</u> (削 除)</p> <p>9. (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況	取締役在任年数
1	みやがわ かずまさ 宮川 多正	再任	代表取締役社長	100% (16回/16回)	3年
2	まつばら ただし 松原 正	再任	代表取締役会長	100% (16回/16回)	16年
3	はまの しげき 濱野 茂樹	再任	常務取締役	100% (16回/16回)	2年
4	かんだ れいじ 神田 礼司	再任	常務取締役	100% (16回/16回)	2年
5	まえだ つかさ 前田 司	再任	取締役	100% (11回/11回)	1年
6	てつか まさみ 手塚 正三	新任	上席執行役員	—	—
7	あべ ひろみ 安部 公己	再任	社外 独立	100% (16回/16回)	7年
8	そのやま さわこ 園山 佐和子	再任	社外 独立	100% (16回/16回)	2年
9	ほそだ たかし 細田 隆	再任	社外 独立	100% (11回/11回)	1年

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

(注) 前田 司、細田 隆の両氏の取締役会出席状況につきましては、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者
番号

1

みやがわ
宮川かずまさ
多正

昭和34年6月8日生

再任

■所有する当社株式の数：28,100株 ■取締役在任年数：3年 ■取締役会への出席状況：16回／16回

●略歴、地位、担当および重要な兼職状況

昭和58年 4月 当社入社
 平成18年 4月 当社営業管理部長
 平成21年 4月 当社管理本部総務・人事部長兼業務管理部長
 平成22年 6月 当社執行役員管理本部総務・人事部長兼業務管理部長
 平成25年 8月 当社取締役経営管理本部総務・人事部長兼業務管理部長兼安全管理室担当
 平成26年 4月 当社取締役経営管理本部人事部長兼業務管理部長兼総務部、安全管理室担当
 平成27年 1月 当社取締役事業統括本部埼玉製造所長
 平成27年 4月 当社取締役事業統括本部埼玉製造所長兼業務部長
 平成29年 4月 当社取締役事業統括本部埼玉製造所長
 平成29年 8月 当社上席執行役員事業統括本部埼玉製造所長
 平成30年 4月 当社上席執行役員バルブ事業本部副本部長兼埼玉製造所長兼製造企画室長
 平成31年 4月 当社上席執行役員管理本部長
 令和元年 8月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室、安全品質統括部担当
 令和2年 8月 当社専務取締役管理本部長
 令和3年 8月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とする理由

管理部門における経営基盤の強化やバルブ事業における利益体質の強化と品質向上を行うなど、管理部門・バルブ事業での豊富な業務経験を有しております。

「新たな成長への飛躍」をスローガンとした、令和3年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の完遂にむけ、リーダーシップの一層の発揮により経営を主導することを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

（注）取締役在任年数につきましては、直近の取締役就任時からの在任年数を記載しております。

候補者
番号

2

まつばら
松原

ただし
正

昭和30年9月23日生

再任

■所有する当社株式の数：60,900株 ■取締役在任年数：16年 ■取締役会への出席状況：16回／16回

●略歴、地位、担当および重要な兼職状況

昭和53年 4月 当社入社
平成15年 4月 当社環境事業本部環境システム事業部下水道営業部長
平成16年 4月 当社環境事業本部環境システム事業部下水道営業部長兼環境事業本部国際部長
平成17年 4月 当社環境事業本部環境システム事業部長兼環境プラント営業部長
兼環境事業本部国際部長
平成17年 6月 当社執行役員環境事業本部環境システム事業部長兼環境プラント営業部長
兼環境事業本部国際部長
平成18年 8月 当社取締役環境事業本部環境システム事業部長兼環境プラント営業部長
兼環境事業本部国際部長
平成18年 9月 当社取締役営業統括本部環境システム事業部長兼国際部長
平成19年 2月 当社代表取締役社長
令和3年 8月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とする理由

平成19年2月に代表取締役に就任以来15年間にわたり、事業環境が激変する中で、当社の経営の舵取りを担い、平成30年度を初年度とする中期3カ年経営計画においては、リーダーシップの発揮により経営を主導いたしました。

「新たな成長への飛躍」をスローガンとした、令和3年度を初年度とする中期3カ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の完遂にむけ、経営者としての経験を活かした社長のサポートおよび取締役会での経営監督機能の発揮を期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

3

はまの
濱野 しげき
茂樹

昭和36年1月3日生

再任

■所有する当社株式の数：41,100株 ■取締役在任年数：2年 ■取締役会への出席状況：16回／16回

●略歴、地位、担当および重要な兼職状況

昭和58年 4月 当社入社
 平成11年 4月 当社西部支社広島営業所長
 平成16年 9月 当社大阪支店長
 平成19年 4月 当社営業統括本部環境システム事業部長兼国際部長
 平成20年 4月 当社環境事業本部環境システム事業部長
 平成20年 6月 当社執行役員環境事業本部環境システム事業部長
 平成21年 4月 当社執行役員環境事業本部建設事業部長兼調達部長
 平成22年 8月 当社取締役環境事業本部建設事業部長兼調達部長
 平成23年 8月 当社取締役環境事業本部副本部長兼建設事業部長兼調達部長
 平成25年 8月 当社取締役事業統括本部副本部長（環境事業担当）
 平成27年 7月 ㈱前澤エンジニアリングサービス常務取締役
 平成31年 4月 当社上席執行役員環境事業本部副本部長兼環境ソリューション事業部長
 令和2年 4月 当社上席執行役員環境事業本部副本部長
 令和2年 8月 当社常務取締役バルブ事業本部長（現任）

取締役候補者とする理由

環境・バルブ事業において営業・管理に携わり、利益体質の強化と事業拡大を主導、また、子会社㈱前澤エンジニアリングサービスにおいて取締役を歴任するなど豊富な業務経験を有しております。
 「新たな成長への飛躍」をスローガンとした、令和3年度を初年度とする中期3カ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の完遂にむけ、これまでの環境・バルブ事業での業務経験を活かし、計画達成を主導することを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

（注）取締役在任年数につきましては、直近の取締役就任時からの在任年数を記載しております。

候補者
番号

4

かんだ
神田
れいじ
礼司

昭和38年3月18日生

再任

■所有する当社株式の数：5,300株 ■取締役在任年数：2年 ■取締役会への出席状況：16回／16回

● 略歴、地位、担当および重要な兼職状況

平成25年 4月 当社入社
管理本部経理部長兼経営企画室部長

平成25年 8月 当社経営管理本部経理部長兼経営企画室部長

平成27年 6月 当社執行役員経営管理本部経理部長兼経営企画室部長

平成29年 9月 当社上席執行役員経営管理本部経営企画室長兼経理部長

平成30年 4月 当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営企画室長兼経理部長

令和 2年 4月 当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営企画室長

令和 2年 8月 当社取締役経営企画室長

令和 3年 8月 当社常務取締役経営企画室長兼管理本部担当（現任）

取締役候補者とする理由

管理・企画部門において経営全般を俯瞰し経営計画の策定を主導するなど、経営基盤の強化を推進してまいりました。

「新たな成長への飛躍」をスローガンとした、令和3年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の完遂にむけ、これまでの管理・企画部門での業務経験を活かし、計画達成を主導することを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

5

まえだ
前田つかさ
司

昭和32年8月6日生

再任

■所有する当社株式の数：13,300株 ■取締役在任年数：1年 ■取締役会への出席状況：11回／11回

●略歴、地位、担当および重要な兼職状況

平成15年10月 当社入社
平成19年 4月 当社中国支店長
平成22年 6月 当社大阪支店長
平成25年 6月 当社執行役員大阪支店長
平成30年 9月 当社上席執行役員大阪支店長兼営業店営業強化担当
令和 2年 4月 当社上席執行役員東京支店長兼営業店営業強化担当
令和 3年 8月 当社取締役環境事業本部長兼海外推進室担当（現任）

取締役候補者とする理由

支店長3ヶ店を歴任し、環境・バルブ事業における豊富な営業経験を有しております。また、営業店強化担当として営業店の利益体質の強化を行ってまいりました。

「新たな成長への飛躍」をスローガンとした、令和3年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の完遂にむけ、これまでの業務経験を活かし、計画達成を主導することを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

6

て づ か
手塚

ま さ み
正三

昭和36年2月16日生

新任

■ 所有する当社株式の数：5,200株 ■ 取締役在任年数：一年 ■ 取締役会への出席状況：－

● 略歴、地位、担当および重要な兼職状況

昭和59年 4月 当社入社
平成22年 6月 当社バルブ事業本部埼玉製造所購買部長
平成23年 4月 当社バルブ事業本部埼玉製造所製造部長
平成25年 6月 当社執行役員バルブ事業本部埼玉製造所製造部長
平成25年 8月 当社執行役員事業統括本部埼玉製造所副所長兼製造部長
平成26年 4月 当社執行役員事業統括本部埼玉製造所副所長兼業務部長
平成27年 1月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長兼業務部長
平成27年 4月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長兼鑄造部長
平成28年 4月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長兼鑄造部長兼購買部長
平成29年 4月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長兼製造部長兼鑄造部長
平成29年 9月 当社執行役員事業統括本部埼玉製造所副所長兼製造部長兼鑄造部長
平成30年 4月 当社執行役員バルブ事業本部埼玉製造所副所長兼製造部長
平成30年 4月 当社執行役員バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造企画室長兼製造部長
令和 2年 4月 当社執行役員バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造企画室長
令和 3年 7月 当社執行役員バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造企画室長兼製造部長
令和 3年 9月 当社上席執行役員バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造企画室長兼製造部長
令和 4年 4月 当社上席執行役員バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造部長（現任）

取締役候補者とする理由

バルブ事業本部埼玉製造所に長らく従事し、バルブ製造における豊富な業務経験と製造拠点運営のノウハウを有しており、製造所長としてバルブ事業の利益体質の強化を行ってまいりました。

「新たな成長への飛躍」をスローガンとした、令和3年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の完遂にむけ、これまでの業務経験を活かし、計画達成を主導することを期待し、取締役候補者とするものです。

候補者
番号

7

あ べ ひ ろ み
安部 公己

昭和37年2月15日生

再任

社外

独立

■所有する当社株式の数：24,400株 ■取締役在任年数：7年 ■取締役会への出席状況：16回／16回

● 略歴、地位、担当および重要な兼職状況

平成4年4月 弁護士登録
平成7年7月 安部公己法律事務所所長（現任）
平成18年8月 当社監査役
平成27年8月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社取締役会において専門的見地より発言を行うなど、経営の重要事項の決定や業務執行の状況の監督など適切な役割を果たし、当社の合理的な経営判断ならびに経営の透明性および健全性の確保に貢献しております。

社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験は有していませんが、豊富な知識と専門的見地に基づく当社経営への助言・監督等での貢献が期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

8

そのやま
園山

さわこ
佐和子

昭和44年8月5日生

再任

社外

独立

■所有する当社株式の数：600株 ■取締役在任年数：2年 ■取締役会への出席状況：16回／16回

● 略歴、地位、担当および重要な兼職状況

平成4年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社
平成19年9月 弁護士登録
平成21年6月 影山法律特許事務所入所
平成25年11月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事（現任）
平成27年7月 佐藤法律会計事務所入所（現任）
平成30年4月 東京家庭裁判所調停委員
令和元年8月 当社監査役
令和2年8月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

弁護士としての経験と豊富な知識を有しており、当社取締役会において積極的な発言により、経営の重要事項の決定や業務執行の状況の監督など適切な役割を果たすなど、当社の合理的な経営判断ならびに経営の透明性および健全性の確保に貢献しております。

社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験は有していませんが、豊富な知識に基づく当社経営への助言・監督等での貢献や、当社女性社員活躍推進活動への適切な助言が期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

9

ほそだ
細田

たかし
隆

昭和30年4月28日生

再任

社外

独立

■所有する当社株式の数：1,000株 ■取締役在任年数：1年 ■取締役会への出席状況：11回／11回

●略歴、地位、担当および重要な兼職状況

昭和54年4月 大蔵省（現財務省）入省
 平成8年7月 大臣官房企画官兼京都大学教授
 平成18年7月 中小企業金融公庫理事
 平成20年7月 総務省大臣官房審議官（自治財政局地方公営企業担当）
 平成22年7月 名古屋税関長
 平成23年4月 独立行政法人住宅金融支援機構理事
 平成25年4月 財務省大臣官房審議官（大臣官房担当）
 平成25年6月 東京税関長
 平成26年7月 関東財務局長
 平成28年3月 弁護士登録
 平成28年6月 株式会社トマト銀行代表取締役副社長
 令和元年10月 Y&P法律事務所入所（現任）
 令和2年7月 株式会社コココ社外監査役（現任）
 令和3年8月 当社取締役（現任）
 令和4年3月 株式会社JPMC社外取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

大蔵省（現財務省）入省後、地方公営企業の担当審議官、関東財務局長、地方銀行の代表取締役副社長を歴任するなど、財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経験も有しております。また、コーポレートガバナンスやコンプライアンスにも造詣が深く、これら経験や知見に基づく当社経営への助言・監督等での貢献が期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安部公己、園山佐和子、細田 隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者安部公己、園山佐和子、細田 隆の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に該当すると判断しております。
4. 候補者安部公己、園山佐和子、細田 隆の各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。
5. 当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、補償の可否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。
- 各取締役候補者の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続いたします。また、新任候補者の手塚正三氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主代表訴訟等の訴訟が提起された場合に、被保険者が負担することとなる争訟費用および第三者に対する損害賠償金等の損害を填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されないなど一定の免責事由があります。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
- 各取締役候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

<ご参考>

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方について、次のとおり定めております。

第14条（取締役の資格および指名手続）

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

- 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に関する考え方を定め、取締役候補者を決定するに際しては、かかる考え方に基づき、取締役の多様性に配慮する。
- 3 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
- 4 取締役の候補者は、本条を踏まえ、指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告を経た上で、取締役会で決定される。

上記方針ならびに中期3ヵ年経営計画（令和3年度～令和5年度）の達成に向け、当社が取締役ならびに監査役に求め、備えるべきスキルを定めており、第3号議案の承認が得られた場合当社の取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	社内	社外	企業経営	戦略	営業	マーケティング	製造	開発	イノベーション	人事	労務	財務	会計	法務	リスクマネジメント	ESG	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	独立社外役員会
取締役	宮川 多正	○		○	○						○							○	○	
	松原 正	○		○	○			○										○	○	
	濱野 茂樹	○		○	○			○												
	神田 礼司	○		○									○				○			
	前田 司	○		○	○			○												
	手塚 正三	○		○				○			○									
	安部 公己		○										○		○		○	○	○	○
	園山 佐和子		○								○				○		○	○	○	○
	細田 隆		○		○	○											○	○	○	○
監査役	大河原 昭男	○		○	○			○												
	笠松 重保		○		○								○		○					○
	武内 正一		○		○						○		○							○
	御山 義明		○								○		○		○					○

以上

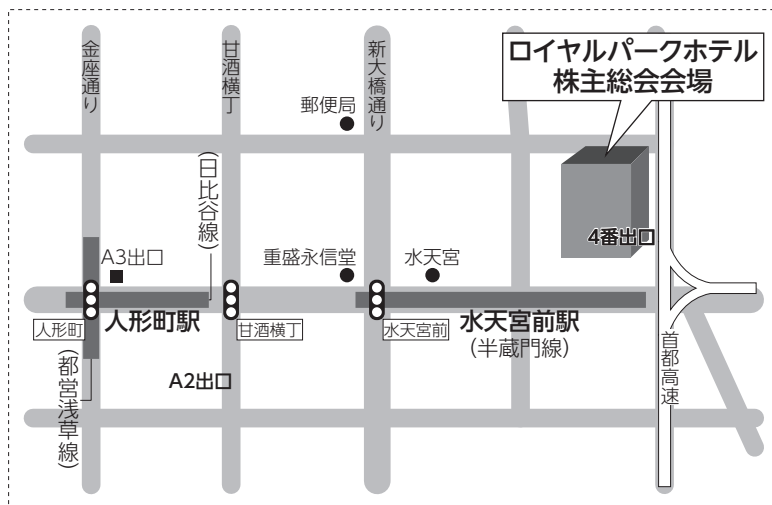
メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

電話 (03) 3667-1111

<交通のご案内>

- 東京メトロ・半蔵門線……………水天宮前駅に直結 (4番出口)
- 東京メトロ・日比谷線……………人形町駅下車徒歩 約5分 (A2出口)
- 都営浅草線……………人形町駅下車徒歩 約8分 (A3出口)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

